

(平成 29 年 4 月 1 日改正)

介護予防訪問介護事業および第 1 号訪問事業 重要事項説明書

社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会
中標津町社協ケアサービスセンター

当事業所はご契約者に対して**介護予防訪問介護事業および第1号訪問サービス**を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

* 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1～2」と認定された方が対象となります。要介護認定等をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 中標津町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 北海道標津郡中標津町西10条南9丁目1番地4
- (3) 電話番号 0153-79-1231
- (4) 代表者氏名 会長 西根 辰美
- (5) 設立年月 昭和42年6月3日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定**介護予防訪問介護および第1号訪問事業所**
- (2) 事業の目的 指定**介護予防訪問介護事業および第1号訪問**は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が居宅において、その有する能力に応じ、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的として、サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 中標津町社協ケアサービスセンター
- (4) 介護保険法による指定事業所番号 0174200030
- (5) 事業所の所在地 北海道標津郡中標津町西10条南9丁目1番地4
- (6) 電話番号 0153-79-1231
- (7) 管理者氏名 武田 敦
- (8) 開設年月 平成18年4月1日
- (9) 事業所が行っている他のホームヘルプサービス
 - ・介護保険法による訪問介護事業 (平成12年 4月1日)
 - ・障害者自立支援法による居宅介護事業 (平成18年10月1日)
- (10) 通常の事業の実施地域 中標津町全域

(11) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、祝日及び12月31日から1月5日までは休み）
受付時間	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間帯	利用者の要請に呼応したサービスを設定します (12月31日～1月5日までを除き)
緊急連絡先	武田 敦 電話（72-5139）

3. 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防訪問介護事業および第1号訪問サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉＊職員の配置については、指定基準を遵守しています

職種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者		1名			2.9	2.0	事業の管理
サービス提供責任者（訪問介護員）	1名			訪問介護業務のコーディネーター			
訪問介護員	1名		3名	サービスの提供			
事務職員		1名		必要な事務			

資格の状況	介護福祉士	1級	2級	看護師	介護職員基礎	
	3名	0名	2名	0名	0名	

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

〈サービスの概要〉

①身体介護

- ・入浴介助：入浴の介助又は、入浴が困難な方は身体を拭く（清拭）などをします。
- ・排泄介助：排泄の介助、オムツ交換を行います。
- ・食事介助：食事の介助を行います。
- ・体位交換：体位の交換を行います。（寝返りの介助）

②生活援助（家事援助）

- ・調理：利用者の食事を作ります。（ご家族分の調理は行いません）
- ・洗濯：利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません）
- ・掃除：利用者の居室の掃除を行います。（利用者が使用しない部屋、庭等の敷地の掃除は行いません）
- ・買物：利用者の日常生活に必要な物品の買物を行います。

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、**介護予防訪問介護事業および第1号訪問サービス計画**がある場合には、それを踏まえた**介護予防訪問介護事業および第1号訪問サービス計画**に定められます。**介護予防訪問介護事業および第1号訪問サービス計画**は利用者やご家族に事前に説明し同意をいただくとともに、申し出によりケアマネージャー等とご相談のうえいつでも見直すことができます。

〈利用料金〉

介護予防訪問介護および第1号訪問サービス料金は次の通りです。（一月あたり）

	週1回程度の利用	週2回程度の利用	週2回以上（要支援2の方のみ）
介護サービス 利用費（10割）	11,680円	23,350円	37,040円

☆利用料金は介護保険法の改正により変更される場合があります。

自己負担割合額について

上記の介護サービス費のうち自己負担額は以下の割合になります。

介護保険負担割合証の記載	介護保険給付	自己負担
1割	9割	1割
2割	8割	2割

☆ご契約者（利用者）がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、**介護予防訪問介護事業および第1号訪問サービス計画**が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆初回加算

1月 200単位

新規の介護予防訪問介護事業および第1号訪問計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護事業および第1号訪問を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定介護予防訪問介護事業および第1号訪問事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護事業および第1号訪問を行った日の属する月に指定介護予防訪問介護事業および第1号訪問を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数の加算を頂きます。

☆生活機能向上連携加算

1月 100単位

利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能向上を目的にした介護予防訪問介護事業および第1号訪問計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護事業および第1号訪問に基づく指定介護予防訪問介護事業および第1号訪問を行なったときは、初回の当該指定介護予防訪問介護事業および第1号訪問が行なわれた日の属する月以降3月の間1月につき所定単位数を加算する。

☆特別地域訪問介護加算

厚生老大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所又は、その一部として使用されている事務所の訪問介護員が指定訪問介護を行なった場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算を頂きます。

☆介護職員処遇改善加算

厚生労働省大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問介護事業および第1号訪問事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問介護事業および第1号訪問を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算 (I) 介護予防訪問介護費 (I)、(II)、(III)、(IV) 初回加算、生活機能向上連携加算により算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算 (II) 介護予防訪問介護費 (I)、(II)、(III)、(IV)

初回加算、生活機能向上連携加算により算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数

- (3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 介護予防訪問介護費 (Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ) 初回加算、生活機能向上連携加算により算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (3) より算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) (3) より算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

(2) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費を頂きます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 ヶ月ごとにご請求します。金融機関口座からの自動引き落としの方は翌月の 20 日に引き落としさせていただきます。現金支払いの方は翌月の最終訪問日までにお支払い下さい。

お支払い方法 (○で囲む)

- ア. 金融機関口座からの自動引落 (金融機関名)
- イ. 現金支払い

(4) 利用の中止、変更と取消料

- 利用予定日の前に、サービスの中止又は変更をすることができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者申し出て下さい。ただしサービスの変更については訪問介護員の稼働状況により希望する日時に提供できないことがあります。この場合、他の利用可能日時を提示して協議させていただきます。
- 都合により利用を中止する場合は必ず前日までに連絡して下さい。また訪問介護員は留守宅の訪問は出来ません。訪問予定日に居宅を留守にする場合は必ず前日までにご連絡して下さい。訪問介護員が訪問した際に留守だった場合や訪問してから中止を申し出て取消となり、その月に訪問がなかった場合は取消料として取消となった訪問 1 回あたり 850 円をお支払い頂きます。但し利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、数名の訪問介護員が交替してサービスを提供しま

す。事業者は半年から1年を目途とし定期的に訪問介護員の交替を行います。また勤務上の都合からも交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、同行訪問するなど契約者（利用者）及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように充分配慮するものとします。

利用者からの特定の訪問介護員の指名は出来ませんが、お気づきの点やご要望がありましたらご遠慮なくご相談ください。

（２）サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「４．当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 介護予防訪問介護事業および第1号訪問サービスの実施に関する指示・命令

介護予防訪問介護事業および第1号訪問サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は介護予防訪問介護事業および第1号訪問サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

介護予防訪問介護事業および第1号訪問サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。また訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただくことがあります。

（３）サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、担当ケアマネージャー等に連絡のうえ、サービス内容を変更する場合があります。

（４）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者（利用者）に介護予防訪問介護事業および第1号訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 吸引、吸入、経管栄養、褥創の処置などの医療行為及び医療補助行為② 店番、畑作業など契約者の営利に関わる行為③ 契約者を訪問介護員の車輻に同乗させること④ 契約者もしくはその家族等からの金銭及び物品の授受 |
|--|

- ⑤ 契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ⑥ 飲酒及び喫煙
- ⑦ 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑧ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

6. 緊急時における対応方法

訪問介護員等は**介護予防訪問介護および第1号訪問**を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 利用者及び利用者家族の個人情報の取り扱いについて

- (1) 要介護認定にかかわる調査内容、介護認定審査会による判定結果、意見及び主治医意見書の情報を関係者に提示すること。
- (2) サービス提供において、医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に対して必要な情報を提供すること。
- (3) サービス担当者会議等において、関係者に提示すること。
- (4) 担当する地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所及び利用している居宅サービス事業者等との連携を図るため、必要な情報を提供すること。

以上に掲げる事項等で必要な時は、利用者及び利用者家族の個人情報を提供する事に同意をお願いいたします。

8. 介護サービス情報の公表について

等事業所では介護サービス情報を公表しております。お客様が介護サービス事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を提供する仕組みです。

ホームページからいつでも閲覧できます。

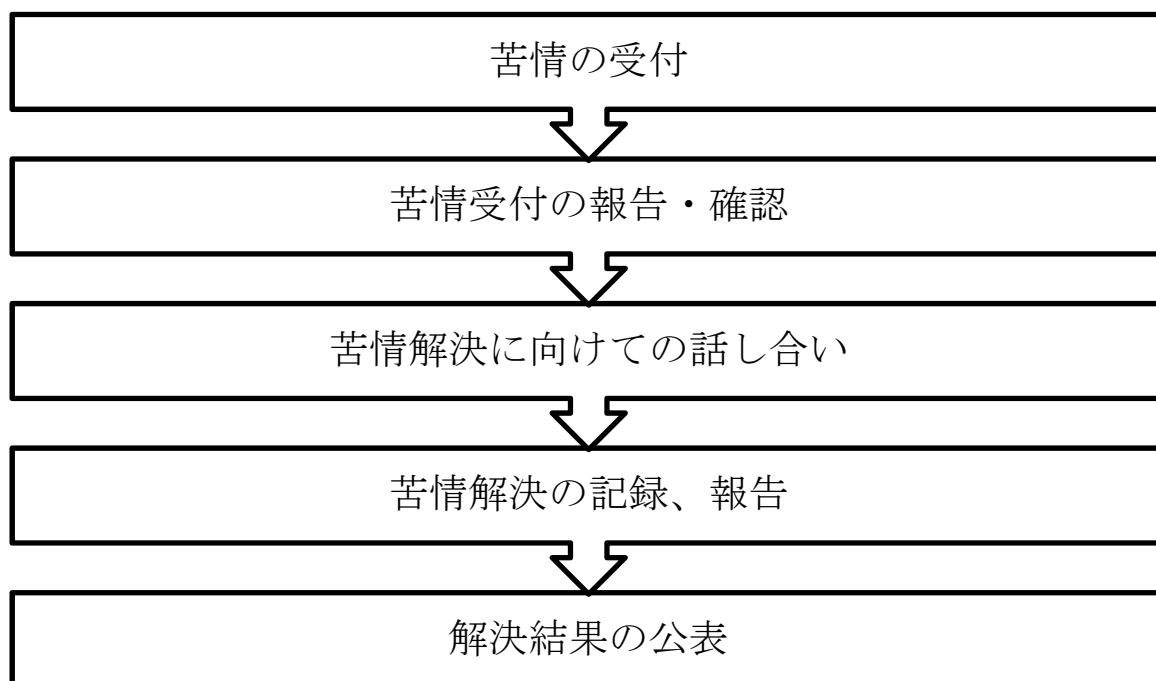
(北海道指定情報公表センターアドレス <http://www.kaigojoho-hokkaido.jp/>)

お問い合わせ先 (北海道指定情報公表センター 電話 011-218-7516)

9. 苦情・相談窓口について

(1) 相談・苦情対応の体制及び手順について

- ①提供したサービスに係る利用者様及びご家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下記に記す【事業者の窓口】のとおり)
- ②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は社会福祉法人中標津町社会福祉協議会の「福祉サービスなどに関する苦情解決要綱」に基づき以下のとおりとします。



<p>【当事業所の窓口】</p> <p>○苦情受付担当者 訪問介護業務担当 サービス提供責任者 福澤さゆり</p> <p>○第三者委員 小崎 千城 小田 一夫</p>	<p>社会福祉法人中標津町社会福祉協議会 (所在地) 中標津町西 10 条南 9 丁目 1 番地 4 (電話番号) 0153-79-1231 (受付時間) 土日祝日及び 12 月 31 日～1 月 5 日までを除く 8 時 30 分～17 時 15 分</p> <p>中標津町西 2 条南 4 丁目 1 番地 電話 0153-72-1115 中標津町西 7 条北 9 丁目 5 番地 1 電話 0153-72-4623</p>
<p>【市町村（保険者）の窓口】</p> <p>○中標津町役場 介護保険課担当窓口</p>	<p>(所在地) 中標津町丸山 2 丁目 11 番地 (電話番号) 0153-73-3111 (受付時間) 土日祝日及び 12 月 31 日～1 月 5 日までを除く 8 時 30 分～17 時 15 分</p>
<p>【公的団体の窓口】</p> <p>○北海道国民健康保険団体連合会 介護保険苦情窓口</p> <p>○北海道福祉サービス適正委員会</p>	<p>(所在地) 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 (電話番号) 011-231-5175 (受付時間) 月～金 9 時 00 分～17 時 00 分</p> <p>(所在地) 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでの 2 . 7 (電話番号) 011-204-6310 (受付時間) 月～金 9 時 00 分～17 時 00 分</p>

平成 年 月 日

指定介護予防訪問介護および第1号訪問サービスの提供の開始に際し、本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

中標津町社協ケアサービスセンター

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防訪問介護
事業および第1号訪問サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 標津郡中標津町 _____

氏 名 _____ 印

署 名 利用者との関係
代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

家 族 利用者との関係
代 表

住 所 _____

氏 名 _____ 印